

黒川地域行政事務組合議会会議録

平成30年12月21日 第5回定例会

黒川地域行政事務組合

第5回黒川地域行政事務組合（定例会）

平成30年12月21日（金曜日）

出席議員（16名）

1番	金子透君	2番	浅野直子君
3番	犬飼克子君	4番	千坂裕春君
5番	佐藤貢君	6番	大友三男君
7番	和賀直義君	8番	千葉勇治君
9番	高橋正俊君	10番	山路清一君
11番	浅野俊彦君	12番	藤巻博史君
13番	早坂豊弘君	14番	佐々木春樹君
15番	若生寛君	16番	平渡高志君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条による説明のための出席者

理事長	浅野元君
理事	田中学君
理事	若生裕俊君
理事	萩原達雄君
教育長	上野忠弘君
代表監査委員	熊谷喜久雄君
助役	佐野英俊君
総務課長	阿部愛子君
財政課長	堀籠満智男君
会計管理者	佐々木匡子君
財務課参事	明石良孝君
財政課副参事	佐藤初雄君
業務課長	
兼教育次長	

業務課参事	櫻井 浩 君
消防本部消防長	坪子 一 夫 君
消防本部次長	佐藤 喜 好 君
消防本部総務課長	石川 勉 君
消防本部警防課長	早坂 和 弘 君
消防本部予防課長	落合 稔 君
消防本部指令課長	大友 弘 君

職務のため議場に出席した職員

総務課主事	三浦 高 広 君
総務課主事	野口 綾 君

議事日程

平成30年12月21日（金曜日）	午前 9時56分 開会
第 1	仮議席の指定…………… 6 頁
第 2	議席の指定…………… 7 頁
第 3	会議録署名議員の指名…………… 7 頁
第 4	会期の決定について…………… 7 頁
第 5	諸般の報告…………… 7 頁
第 6	一般質問…………… 10 頁
第 7	承認第 5 号…………… 25 頁
第 8	承認第 6 号…………… 27 頁
第 9	議案第16号…………… 30 頁
第10	議案第17号…………… 31 頁
第11	議案第18号…………… 32 頁
第12	議案第19号…………… 33 頁
第13	議案第20号…………… 34 頁
第14	議案第21号…………… 35 頁
第15	議案第22号…………… 37 頁

本日の会議に付された事件

- 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算(専決第5号))
- 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算(専決第6号))
- 議案第16号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 理事長、理事及び助役の給与等の特例に関する条例
- 議案第19号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第20号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 平成30年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算(第1号)

午前9時56分 開会

○議長（平渡高志君） 皆さん、おはようございます。定刻よりちょっと早いんですが、皆さんおそろいなので始めたいと思います。

開会前に報告をいたします。

富谷市長若生理事から市長会用務のため会議の途中で退席する旨の申し出がありましたので、御報告をしておきます。

それでは、開会に先立ちまして、御報告をいたします。

大和町議会選出議員1名が欠員となっておりますが、このたび犬飼克子議員が選出をされておりますので御報告をいたします。犬飼克子議員におかれましては、初めての議会でありますので、各議員より選出の所属議会及び氏名の自己紹介をお願いをいたしたいと思っております。自席からで結構でございますので、議席番号1番から順次お願いをいたします。

○1番（金子 透君） おはようございます。富谷市議会、金子 透です。よろしくお願いいたします。

○2番（浅野直子君） おはようございます。富谷市議会の2番の浅野直子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○3番（浅野俊彦君） おはようございます。3番、大和町議会の浅野です。よろしくお願いいたします。

○4番（千坂裕春君） おはようございます。大和町議会議員の落合の千坂と申します。よろしくお願いいたします。

○5番（佐藤 貢君） おはようございます。大衡村議会の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

○6番（大友三男君） おはようございます。6番、大郷町議会議員の大友と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○7番（和賀直義君） 7番、大郷議会の和賀と申します。よろしくお願いいたします。

○8番（千葉勇治君） 8番、大郷の千葉勇治です。よろしくお願いいたします。

○9番（高橋正俊君） 9番、富谷議会の高橋です。よろしくお願いいたします。

○10番（山路清一君） 10番、富谷議会の山路です。よろしくお願いいたします。

○11番（藤巻博史君） 11番、大和町議会の藤巻博史です。よろしくお願いいたします。

○13番（早坂豊弘君） 13番、大衡村議会の早坂と申します。よろしくお願いいたします。

○14番（佐々木春樹君） 大衡村議会の佐々木春樹と申します。よろしくお願いいたします。

○15番（若生 寛君） おはようございます。大郷町議会、若生 寛でございます。よろしくお願いいたします。

します。

○議長（平渡高志君） 平渡高志でございます。大和町議会選出です。どうぞよろしくお願いいたします。

引き続き、執行部について総務課長より紹介をさせます。

○総務課長（阿部愛子君） それでは、自席から御紹介申し上げます。

初めに、理事会を御紹介申し上げます。議員の皆様から向かって左側でございます。理事会を代表します理事長の浅野 元大和町長でいらっしゃいます。

○理事長（浅野 元君） 浅野でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長（阿部愛子君） 理事長職務代理者病院事務事業担当理事の田中 学大郷町長でいらっしゃいます。

○理事（田中 学君） 大郷町長田中でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長（阿部愛子君） 消防事務事業担当理事の若生裕俊富谷市長でいらっしゃいます。

○理事（若生裕俊君） 富谷の若生です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（阿部愛子君） 環境衛生事務事業担当理事の萩原達雄大衡村長でいらっしゃいます。

○理事（萩原達雄君） 萩原でございます。よろしくお願い申し上げます。

○総務課長（阿部愛子君） 助役の佐野英俊です。

○助役（佐野英俊君） よろしくどうぞお願いいたします。

○総務課長（阿部愛子君） 次に右側、監査委員を御紹介申し上げます。熊谷喜久雄代表監査委員でいらっしゃいます。

○代表監査委員（熊谷喜久雄君） 大衡村の熊谷です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（阿部愛子君） 次に、黒川地域行政事務組合教育委員会教育長上野忠弘大和町教育長でいらっしゃいます。

○教育長（上野忠弘君） 大和町の上野です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（阿部愛子君） 次に、理事会事務局の職員を紹介いたします。財政課長で会計管理者を兼務しております堀籠満智男です。

○財政課長（堀籠満智男君） 堀籠です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（阿部愛子君） 財政課参事の佐々木匡子です。

○財政課参事（佐々木匡子君） どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（阿部愛子君） 財政課副参事の明石良孝です。

○財政課副参事（明石良孝君） 明石です。よろしくお願いいたします。

- 総務課長（阿部愛子君） 続いて右側、業務課長で組合教育委員会教育次長を兼務しております佐藤初雄です。
- 業務課長（佐藤初雄君） 佐藤です。よろしくお願いします。
- 総務課長（阿部愛子君） 業務課参事の櫻井 浩です。
- 業務課参事（櫻井 浩君） 櫻井です。よろしくお願いいたします。
- 総務課長（阿部愛子君） 次に消防部門の職員を紹介いたします。消防本部消防長の坪子一夫です。
- 消防本部消防長（坪子一夫君） 坪子です。どうぞよろしくお願いします。
- 総務課長（阿部愛子君） 消防本部消防次長の佐藤喜好です。
- 消防本部次長（佐藤喜好君） 佐藤です。どうぞよろしくお願いします。
- 総務課長（阿部愛子君） 総務課長の石川 勉です。
- 消防本部総務課長（石川 勉君） 石川です。よろしくお願いします。
- 総務課長（阿部愛子君） 警防課長の早坂和弘です。
- 消防本部警防課長（早坂和弘君） 早坂です。よろしくお願いいたします。
- 総務課長（阿部愛子君） 予防課長の落合 稔です。
- 消防本部予防課長（落合 稔君） 落合です。よろしくお願いします。
- 総務課長（阿部愛子君） 指令課長の大友 弘です。
- 消防本部指令課長（大友 弘君） 大友です。よろしくお願いします。
- 総務課長（阿部愛子君） 次に、議会事務局担当職員で、併任総務課主事の三浦高広です。
- 総務課主事（三浦高広君） 三浦です。よろしくお願いいたします。
- 総務課長（阿部愛子君） 同じく併任総務課主事の野口 綾です。
- 総務課主事（野口 綾君） 野口です。よろしくお願いいたします。
- 総務課長（阿部愛子君） 最後に、私、総務課長の阿部と申します。よろしくお願いいたします。
- 以上になります。
- 議長（平渡高志君） それでは、ただいまの出席議員は16人です。
- ただいまから、平成30年第5回黒川地域行政事務組合議会定例会を開会いたします。
- 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。

日程第1 仮議席の指定

- 議長（平渡高志君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

犬飼克子さんの仮議席は、ただいま御着席の議席を仮議席と指定をいたします。

日程第2 議席の指定

○議長（平渡高志君） 日程第2、議席の指定を行います。

指定する議席については申し合わせに基づき、各所属議会における議席番号順により本議会の議席を指定するものです。

今回、犬飼克子議員の選出により大和町議会選出議員の議席について、会議規則第3条の規定により議長において新たに指定をいたします。

議席が改められた議員諸君の議席番号を事務局において朗読をさせます。

○総務課主事（三浦高広君） それでは、議席を申し上げます。3番犬飼克子議員、4番千坂裕春議員、11番浅野俊彦議員、12番藤巻博史議員でございます。関係議員の皆様は御移動をお願いいたします。

○議長（平渡高志君） 事務局が議席標の準備をいたしますので、そのまましばらくお待ちください。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（平渡高志君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番高橋正俊君、10番山路清一君を指名します。

日程第4 会期の決定について

○議長（平渡高志君） 日程第4、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、12月3日に開催されました議会運営協議会における協議結果を受け、本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平渡高志君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第5 諸般の報告

○議長（平渡高志君） 日程第5、諸般の報告を行います。

理事長より報告事項がありますので、報告をしていただきます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） おはようございます。

それでは、諸般の報告でございますけれども、配付しております資料でございますとおり、議決事件に該当しない黒川浄斎場業務委託の契約について、担当課長より報告させますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 財政課長堀籠満智男君。

○財政課長（堀籠満智男君） 諸般の報告1ページをお開き願います。

件名は、平成31年度から平成35年度にわたる黒川浄斎場火葬等業務委託でございます。

契約の方法は、条件付一般競争入札であり、参加者は富士建設工業株式会社1者でございます。

予定価格8,500万円に対し落札額は7,827万円で、落札回数は1回、落札率は92.1%でございます。

落札者の住所は、新潟県新潟市北区島見町3307番地16であり、氏名は富士建設工業株式会社でございます。契約につきましては、平成30年12月14日に締結しております。

なお、以上御説明申し上げた内容につきましては、当組合ホームページに掲載し、公表させていただいております。

以上、御報告申し上げます。

○議長（平渡高志君） これで、理事長の報告を終わります。理事長より提出議案の説明を含め、挨拶を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 皆さん、改めましておはようございます。第5回定例議会開会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成30年第5回黒川地域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用中にもかかわらず御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、本年3月に完成の新ごみ焼却施設につきましては、1月からの試運転開始以来1年を経過しようとしておりますが、施設運転業務受託者により24時間連続運転による安定したごみの焼却処理が順調に推移しており、今後も引き続き業務受託者とともに適切な施設管理に努めてまいりますので、御報告を申し上げます。

次に、放射能濃度が8,000ベクレル以下の農林業系廃棄物処理の試験焼却につきましては、議会を初め地域の皆様方の御理解をいただき、本年5月に開始し、11月まで6クールを実施いたしまして、ごみ焼却施設周辺におけます空間放射線量に異常は認められず、また、排ガス等の放射性セシウム濃度は全て基準値以内であり、焼却処理によります安全について確認しておりますので御報告

申し上げます。

なお、残されました農林業系廃棄物の本格焼却処理につきましては、必要経費を平成31年度におきまして予算措置し進めてまいりますので、議員の皆様方の御理解をお願いいたしたいと思っております。

また、平成23年の東日本大震災当時から、最終処分場に仮保管をしておりますごみの処理につきましては、機械選別をいたしました焼却可能なものの処理が、ごみ質が悪化しておりますことから、環境管理センターへ運んでの焼却処理に難航を来しております、約200トンが埋立地内に未搬出の状況にあります。引き続き、焼却施設へ運んでの処理を進めてまいります。

さらに、埋立地下流部の仮保管ごみを掘り起こした跡の整地につきましても、雨水がたまり、作業ができない状況にありましたが、水処理とし尿処理施設への運搬により水もなくなりましたので、本来の埋立地の成形に整地作業を進めておりますので、議員の皆様方の御理解をお願いいたします。

次に、年末年始におけます各施設の業務予定について御報告を申し上げます。

火葬業務につきましては12月31日まで、年明けは1月4日からの業務とし、環境衛生センターのし尿等の受け入れにつきましては12月28日まで、環境管理センターのごみ受け入れにつきましては、関係町村の収集業務に合わせ、年内は12月30日まで行い、両センターとも年明けは1月4日より通常の受け入れとしております。

また、消防部門につきましては、年末26日から年明けの1月5日までを年末年始特別警戒期間として、火災予防に努めてまいります。

黒川病院につきましては、救急患者対応を除き、年内の診療は28日まで、年明けは1月4日より通常の診療を行うこととしております。

それでは、本日提出しております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

初めに、承認第5号と第6号は、平成30年度の一般会計補正予算につきまして専決処分を行ったことに対します承認を求めるものであります。

まず、承認第5号につきましては、本年9月に発生しました北海道胆振東部地震の被災地に対し、緊急消防援助隊宮城県隊の編成に消防職員を派遣いたしました、これらに要する経費につきまして専決処分を行ったことに対します承認を求めるものであります。

承認第6号は、最終処分場に保管をしております東日本大震災当時のごみ処理を進めるに当たり、埋立地下流部に雨水が貯留したため、これら貯留水の運搬に要する経費につきまして専決処分を行ったことに対します承認を求めるものであります。

議案第16号は、学校教育法の改正により、職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する

ものであります。

議案第17号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬の支給方法につきまして、年額支給及び月額支給となっているものを日割り計算にて支給できるように、条例の一部を改正するものであります。

議案第18号は、最終処分場に仮保管してまいりました東日本大震災当時のごみ処理に関連し、理事長、理事及び助役の給与等の特例に関する条例により、報酬及び給与を減額するものであります。

議案第19号は、平成30年8月の人事院勧告に準じ、常勤の特別職の期末手当の支給月数を改正するために、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第20号は、人事院勧告に準じ、行政職給料表及び医療職給料表、勤勉手当の支給月数についての改正と、勤務1時間当たりの給与額の算出の改正をするために、職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第21号は、病院事業において診療科目に皮膚科を追加するために、病院事業の設置等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第22号、病院事業会計補正予算につきましては、重要な資産の取得につきまして、医療機器を1点追加するものであります。

以上が提出しております議案の概要でございますが、何とぞ慎重に御審議をいただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

なお、本会議の途中に、理事会と助役の処分について、また、定例会閉会後に農林業系廃棄物試験焼却検証結果の報告について、全員協議会の開催を予定させていただいておりますので、よろしくようお願い申し上げます、挨拶といたします。どうぞよろしく願います。

日程第6 一般質問

○議長（平渡高志君） 日程第6、会議規則第60条の規定に基づき、一般質問を行います。

発言を許可します。4番千坂裕春君。

○4番（千坂裕春君） 皆さん、おはようございます。一般質問を開始いたします。

公立黒川病院の施設管理について。

受付、会計の待合スペースの椅子の汚れが目立つが、衛生面から問題があると思われるが、拭き掃除可能な素材の椅子に取りかえるべきではないでしょうか。

2、初期に建設された建物の床に剥がれが散見されるが、利用者のつまずき転倒防止の観点から

修繕が必要かと思われませんが、理事長の考えをお伺いいたします。

○議長（平渡高志君） 答弁を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） それでは、ただいまの千坂議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

初めに、御質問の椅子につきましては、平成9年4月、現病院の開院当時に配置したものでありまして、汚れた都度水洗いをするなど衛生面に配慮してまいりましたが、汚れと傷みも目立ってまいりまして、病院からの来年度に向けた要望事項の1つにもなっておりますので、現在進めております平成31年度予算編成の中で更新を計画している次第でございます。

次に、病院の床の剥がれにつきましては、御質問のとおり歩行の安全を確保するために養生テープなどで応急処置をし、補修を必要とする箇所が数カ所確認されておりますが、全面張りかえとなりますと多額の費用を要することになりますので、現行予算の中で補修することとして病院側と現在調整中でございます。

以上でございます。

○議長（平渡高志君） 再質問・答弁は、質問席・答弁席にてお願いをいたします。

千坂裕春君。

○4番（千坂裕春君） 公立黒川病院は平成9年に開業されまして、その当時の建物がそのまま残っているということで、やはり施設管理の面、利用される方が病気または高齢のために足元がおぼつかない方が多い、または、やはり病気のために抗体が弱くなっているということから、やはり感染を防ぐためにも病院の適切な管理が必要かと思われて、この質問をさせていただきましたけれども、改めて、答弁いただいた中で、今後こういった施設管理に当たる細心の注意を払っていただきたいと思いますが、理事長のさらなる考えをお聞かせいただきたいところです。

○議長（平渡高志君） 理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 病院の施設、平成9年からということでございますので、今お話しのとおり状況でございます。その辺につきましては、衛生管理は大切なことでございますので、黒川病院、今委託をしているわけでございますが、そちらと綿密な打ち合わせをしながらきちんと対応、対処してまいりたいと思います。

○議長（平渡高志君） 以上で4番千坂裕春君の一般質問を終了いたします。

次に、2番浅野直子さん。

○2番（浅野直子君） おはようございます。私は、黒川消防本部の多言語対応と今後の女性専用設備計画はと題し、質問をいたします。

11月9日は119番の日となっていますが、消防の皆様、365日24時間体制で災害、事故、救急、あらゆる人命救助に努めていただき、心から感謝申し上げます。世界に目を向ければ、テロや地球温暖化が原因とされる自然災害や貧困被害など負となる課題も多い中で、その一方では、誰でも気軽に世界をめぐる豊かな環境も進化を遂げています。日本においても海外からの交流人口もふえ、さらにインバウンド事業への取り組みが活発に展開しております。そのような中で、海外からの旅行者や滞在者などのさまざまな場面における対応、支援など求められます。

黒川圏域にも平成30年1月の統計では、約730人の外国の方が生活をされていますが、交流人口はその値ではないと思います。特に、緊急を要する119番通報に対応する言葉の壁はあると思います。民間コールセンター通訳と三者間通話の導入による対応は、全国でもまだ約38%の消防本部にとどまっていることも事実でございます。このことを踏まえて、当消防本部の多言語対応と取り組みを問います。

また、女性消防士の増加に向けて、消防本部に女性専用の仮眠室や浴室などの設置が呼びかけられております。総務省消防庁の発表によりますと、ことし4月時点で新聞報道では消防士16万人いる中で女性消防士は2.7%にとどまっている。警察官は9.4%、自衛官6.5%に比べて低いのが現状であると示されております。そして、消防庁は、2026年までに5%へ引き上げる目標を設定していることとありました。女性消防士の存在は大きく、消防の活動はもとより、女性視点でのソフトな活動も期待できます。より充実した受け入れ体制を整えることで人員確保の拡大につながるものと考えます。

当消防本部におかれましても、黒川消防署大郷出張所の整備はされましたが、当本部の老朽化問題やさまざまな計画課題は多くあると思います。そのこともよく理解した上で、施設環境整備も求めながら、特に今回は女性消防士の確保に向けた施設整備に焦点を置き、今後の人口推移からも富谷消防署への整備なども検討すべきではないかと考え、以下質問いたします。

①急増する訪日外国人や残留外国人の住民の方ですが、緊急時の対応に言葉の壁があります。総務省消防庁は119番通報に多言語で対応できる体制づくりを進めています。全国的にもまだ約38%の消防本部での対応となっておりますが、当消防本部の対応と今後の取り組みを問います。

②女性消防士の確保に向けた設備環境を整えることで、今後の人員確保やアピールにつながります。特に、人口増の富谷消防署への整備を求め、質問をいたします。

○議長（平渡高志君） 答弁を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） それでは、ただいまの浅野直子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、御質問の消防本部の多言語対応の現状につきましては、119番受信時の対応といたしまして、平成25年4月から運用しております当消防本部指令センターの装置の1つに六カ国語対応の装置が組み込まれておりまして、通報相手の言語を選択することにより通報者へ英語であれば英語で、火災ですか、救急ですかとか、近くに日本の方はいませんかなどと語りかけるシステムでの対応が可能です。ただし、相手の言葉、言語が英語、中国語、韓国語、ロシア語、スペイン語、ポルトガル語のどの言葉なのかを聞き取り、理解する必要があるため、相手の言語を判断しないと操作できないといった弱点もございます。そのような体制になっておりますが、これまで外国人からの通報におきましては、位置情報通知システムにより通報位置を迅速に特定するなどによりまして、外国人からの通報に対応してきているのが現状でございます。

総務省消防庁が進めております多言語対応につきましては、2020年に開催されます東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに、外国人からの119番通報を主要な言語において365日24時間、迅速かつ的確に対応するため、全ての消防本部へ導入を目指しているものでありまして、電話通訳センターなど第三者へ業務を委託することによって、指令台を介して三者間の通話体制を構築し、外国人からの119番通報体制の充実を図るものでありまして、当消防本部におきましても各県内、各消防本部の動向を把握して検討をしているところでございます。

次に、女性消防職員の採用を進めるための庁舎整備についてであります。このことにつきましては建物の広さや間取りの問題もありますことから、改築が可能でありました黒川消防署大郷出張所に女性専用の仮眠室、浴室、トイレを平成29年度に整備して、消防本部庁舎につきましても来年度の女性職員採用予定2名が内定しておりますので、2階通路に仕切りドアを設置しまして、トイレと更衣室の使用区分を計画するなど進めているところでございます。

また、富谷消防署も女性勤務可能とする整備をととのことではありますが、総務省消防庁におきましても男女雇用機会均等法の制定を初めとします女性の労働環境の見直しを受けまして、女性職員の活躍推進による消防、防災力の向上を目指し、女性消防吏員を増加させ、女性の活躍を推進しておりますことから、全ての消防庁舎に女性職員が勤務できる環境が求められておりますので、富谷消防署を初めとする将来に向けた消防施設整備の中で、総合的に検討してまいりたいとこのように考えております。

以上です。

○議長（平渡高志君） 2番浅野直子さん。

○2番（浅野直子君） 前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

まず、消防の多言語対応についてでございますけれども、今六カ国語の対応ということでございました。本当に全国から見れば38%の中での対応というところでございましたけれども、その中にもしつかりと入っていたということで、大変安心したところでございますが、先ほど理事長のほうからお話がありましたとおり、やはり相手の確認というところの部分が課題なんだということでございました。

確認でございますが、これは民間のコールセンターの通訳を交えての三者間ということでよろしかったのか。この対応がとられているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、素早く対応できているのかということについては、お電話をいただいてから対応するまでのその素早い対応というのは、どれくらいを要したのかということをちょっとお聞きしたいと思っております。

それから、女性の雇用につきまして、大変二人の方がお入りになるということでございますので、大変これはいいことだなというふうに思っております。そして、今本部のほうに、2階のほうにトイレ、2階を仕切ってということで対応もされるということでございましたし、当然平成29年度に大郷町のほうの整備ができておりますので、そちらのほうの対応で大丈夫なのかなというところもありますけれども、今後の、先ほど理事長のほうから課題ということも、今後進めるということのお話もありましたけれども、やはり富谷市の人口、またこの圏域を見ますと、やはり署としての本部、あと富谷署としてのことからいいますと富谷署への設備が早急ではないかなというふうに考えますけれども、そのことについてお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（平渡高志君） 理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） まず初めに、現在使っている翻訳設備と申しますか、これにつきましては三者契約ということではなくてですね、今のシステムにおいて、例えばそういった外国の方から連絡が来ます、そのときに例えば英語の方であれば英語の、さっき言いましたけれども、火事ですか、救急ですかというそういった一定の決まり文句を問いかけて返してもらうというやり方でございます、通訳が入ってやるという形ではないんです。今は二者間という形になっております。

あと、時間については、あと消防のほうから。

それから、富谷についての環境ということが大事ではないかというお話でございました。富谷の人口が増加ということ、そういったことも鑑みての議員さんの御質問だというふうに思っております。当然富谷市も大切なんです、やはりこれは総合的な関係がございますので、富谷市も含めた中で本署大衡、大郷さんにはあるわけですが、そういった総合的な全体の計画の中でやっていくと

というのがやはりいいのではないかと考えておりますので、富谷市ももちろん含めた中で総合的な全体の枠組みの中で考えていきたいというふうに思います。

なお、時間については次長のほうからお答えします。

○議長（平渡高志君） 消防次長佐藤喜好君。答弁席で。

○消防本部次長（佐藤喜好君） それでは、お答えいたします。

時間を要したのかという御質問であったかと思えますけれども、最近のここ4年間の外国人からの通報というのが、4年間で11件ございました。その中で10件はさほど問題なく通報受信をしております、1件だけ時間にして4分ほど要した案件がございました。これは、通常的时间より約倍くらい要しているということで、先ほど答弁にもありましたとおり、発信者、通報者の位置情報システムで絞り込んで片言の日本語、102号室というのと、キーワードとして柴崎、上道下というそういう片言の日本語、結果ベトナム人ではありましたが救急要請ですね、そういった時間を要した案件が1件ございました。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 以上で浅野直子さんの一般質問を終了します。

次に、11番浅野俊彦君。

○11番（浅野俊彦君） それでは、通告に従いまして消防本部改築に向けた議論の状況につきまして、質問をいたします。

現消防本部庁舎は、昭和48年3月に完成をし、施工以来45年が経過しており、長寿命化工事により当面使用可能と考えられるが、将来に備え議論を始める時期と考えます。隣接する大和警察署も改築が計画されており、次期通信指令装置の更新時期も見据え、最適な候補地の選定、計画的な資金調達への準備等課題は多いというふうに考えられますが、現状での理事会での議論の状況をお伺いいたします。

○議長（平渡高志君） 答弁を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） それでは、ただいまの浅野俊彦議員の御質問にお答えいたします。

消防本部庁舎につきましては、全国的に自治体、消防の常備化が進められました時期であります昭和48年4月、議員もお話してはいたけれども黒川地域におけます常備消防の業務開始以来45年使用の建物でございます。建物の基準につきましては、大地震が起きるたびに見直しされておりますことから、平成17年には宮城県沖地震の教訓を生かした改正、また、現行の耐震基準に対応するため庁舎の中央部に耐力壁と称する構造体を増強設置し、さらには東日本大震災によるダメージを解消するための大規模耐震補強を平成25年度に実施しまして現在使用中でございます。

また、庁舎の中には震災復興事業にて整備し、平成25年度に運用を開始しました消防指令センターが設置されておりますことから、これらの装置の更新との関係を初め、課題は山積みしておるところでございます。

理事会といたしましては、これらの実態を把握いたしまして、消防本部庁舎については指令センターの更新時期にあわせた整備となること、あるいは用地については所在市町村の準備であること、また地域南部の人口増加による富谷消防署の強化拡張の必要性など、いろいろ課題がございますので、そういったものをあわせて現在整理しているところでございます。

以上です。

○議長（平渡高志君） 浅野俊彦君。

○11番（浅野俊彦君） 宮城県沖地震以来の2度にわたる大幅な補強工事というところで今、回答があったわけですが、当面もちろん非常時のかなめでありますので十分な備えをされているというふうに理解はしておりますけれども、いずれにせよ法定のコンクリート建物の寿命期間がいずれ来るわけありますので、本部庁舎の用地取得並びに建物以上に通信指令装置等の更新を考えると、大幅な、大きな1つの事業になるであろうというふうに考えるところであります。

そのような中でですね、通告もさせていただきましたが、大和警察署の署員の方にもいろいろお話をお伺いすると、やはりかなり狭隘化が進んでおる中で、でも現状の位置関係というところでいきますと、やはり消防と警察、やはり隣接するのには非常にやはりメリットがあるというのが、私がヒアリングさせていただきました2人のたまたま警察署員の方でありましたが、お二人とも同じような意見でございました。

そういう中で、老朽化が進む警察署の建てかえの順番が、いずれ大和署も入ってくるわけありますけれども、用地の選定を含め、密接にそこはかかわるべきであろうなというふうな思いであります。1つまずここで伺っておきたいのは、警察署の移転等の候補地的なところも含めて、何らか議論が始まっていらっしゃる部分があるのかどうかというところをお伺いをしたいのと、あと通信指令装置の更新というお話が出てまいりました。前は、アナログ帯からの、アナログの150メガヘルツ帯からのデジタルの260メガヘルツ帯にバンドを変更するというところが1つの大きな更新時期でありましたけれども、もっと大もとの通信機器でいけばフォーマと言われる3世代のともとの無線通信システムが4世代にかわり、今ファーウェイ初めとして今後もっとさらに高速で大容量な通信の、やはり5世代に向けた設備投資なり更新というのが私はいずれ来るのであろうなと。もちろん空白地帯はつくっておられないシステムでありますので、そういった意味で当面長い

計画を持って、長い目で考えていくべきであろうなというふうに考えるところでありますけれども、今現状、その更新の時期も踏まえというお話でありましたが、何らかそのシステムの今更新が何年後かとかですね、見込まれるようなお話が今消防本部側に入っておる状況なのかをお伺いをさせていただきますというふうに思います。

候補地に関しては、所在町村が準備をするということで、理事会のほうでも協議をなさっているという回答でありました。今後の富谷市を含めた黒川圏域の心臓部、コアになる施設であろうというふうに思いますので、将来的なまちづくりを踏まえ、最適な場所を選定いただきたいなという部分を考えますと、あわせてやはり大和署を初め関連する機関との連携というところもやはり考える必要がもちろんあるだろうなと思いますので、慎重な理事会での議論を望みたいところでございます。

あと、資金的な話のところでは1つではありますが、やはりかなりの金額であろうという話からですね、一律足並みをそろえてというふうにはいかないかもわかりませんが、ある程度将来に向けて新たな基金を増設をし、各市町村の財政状況も踏まえながら、できる限り積み立てていくというような準備も私は必要ではないのかなというふうに思いますので、その基金の増設に関してどのようにお考えになるかお伺いしたいと思います。

○議長（平渡高志君） 答弁を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 大和警察署、警察署の移転というものが計画にのっております。移転というのは、警察署の場合はその同一敷地内からちょっとでもずれると移転と言うんだそうでございます。仮設を建てるということはあり得ないので、新しくなるのは常に移転というお話だというふうに聞いております。従いまして、場所が遠くなるのも移転、近くであれ新しくなるのも移転という話だというふうに聞いております。そういった中で、警察の方々とお話しした場合に、消防と警察がああいった形で向かい合って活動できるということは、非常にメリットが大きいという話は聞いております。

ただ、そのことについて、今警察、宮城県警になりましようか、そちらと例えば黒川消防署が移転について共同でどうしましようという話し合いというのは、現在ございません。まだそういった段階、まだと申しますか、警察でもいつというものもまだ具体になっておりませんし、そういった状況でございますので、そういった話し合いが現在はあるかといえば、まだと申しますか、ないというのが現状でございます。

それから、指令センターの更新時期というのが一定の期間ありますので、そういった時期という

のは当然見据えなければいけないと思っております。また、その性能といいますか、そういったものにつきましては、いま3Gとかいろいろあるようでございますが、そういったものについては黒川だけではなくて消防全体の話にもなってくると思っておりますので、そういったことについてはその時代に合った、将来を見据えたものというものを当然考えていって、ほかの連携もできなきゃできないわけですから、そういったことが必要になってくるんだろうなというふうに思います。

先ほど、慎重な議論ということで申しましたけれどもそういう状況でございますので、当然場所等につきましては、黒川全体を見た中で、富谷、黒川エリアを見た中でエリアというのがございますから、そういったことを慎重にやっていかなければならないというふうに思っております。

それから、資金の増設ということで基金をというお話でございました。黒川行政の場合は基金というのは余り、財調は持っておりますが、目的基金というのは余り持たないという、持たないと言いますか、と申しますのは、やはり毎年負担金が多少、いろいろ変わってきたりする傾向がございます。人口がふえれば負担がふえるとかそういったことがございますので、余り目的基金として長期のものを持ってということは、今まで余りそういったことはやっておらなかった状況でございます。基金の、要するに前の負担と今の負担が違ってきた段階になってしまうので、その負担率の考え方が現状とスタートしたときの差異が出るとかそういったこともございますので、今までそういったものはやってきていないのが現状でございます。

資金につきましては、おっしゃるとおり大きな基金ももともになりますので、そういったことにつきましては慎重にそういったいろいろな方法を、どういう方法ができるのかということを含めて当然考えていかなければいけない課題だというふうに思っております。現在、基金というものについては、そういったことでやっている状況ではないということは申し上げたいと思います。

○議長（平渡高志君） 以上で11番浅野俊彦君の一般質問を終了します。

次に、8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） それでは、通告に従い質問させていただきます。大綱2件についてお伺いしたいと思います。

1番目は、放射性汚染廃棄物焼却について。

①試験焼却結果について組合側の見解を伺いたいと思います。本日、議会終了後、全協において詳細な説明があるということでございましたが、通告する前にその件についてまだ連絡入っておりませんでしたので、改めて確認しておきたいと思います。

2番目、本焼却についての今後の詳細にわたる実施計画と、そのことで予想される郡民への健康

不安解消対策について、具体的にどのように考えておられるのか所見を伺いたいと思います。

3番目、現在黒川郡内に在住の方が以前仙台市内の焼却場付近に住んでいた際に、その焼却場で放射性汚染廃棄物の焼却により被害を受け、医師の診断書を添付し仙台市に健康被害を申し出ている状況は、既に理事長初め関係者にはお伝えしているとおりでございます。そのことについて、組合側は郡民の生命を守る観点から、苦情の記録がないからイコール健康被害はないんだという考えに固執せず、その事実関係についてよく調査し、今後始まるであろう本焼却の中止も含め、慎重に検討すべきと考えますが、所見を求めるものであります。

2番目の大綱2の黒川病院の薬局・会計事務の迅速化についてお伺いしたいと思います。

黒川病院に対する信頼関係は、年々向上傾向にあり高く評価するものであります。一方、以前にも多くの利用者から薬局での待ち時間が余りにもかかり過ぎるという苦情に基づき、議会からも決算審査でしたか、予算のときも出ていると思うのですが早急に対策を講じるべきと要請されております。しかし、昨今の状況を見ておりまして、いまだにその進展が見えないというのが実態でございます。この間の待ち時間解消に関する対策をどのように講じられたのか、また今後の改善策について、改めてお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（平渡高志君） 答弁を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） それでは、千葉議員の質問にお答えします。

初めに、試験焼却の結果でございますが、議会を初め地元の皆様に示してまいりました農林業系廃棄物試験焼却計画に基づきまして、本年5月から11月まで6クール実施いたしまして、全ての検査項目が基準値以内であり、焼却における安全処理について確認をしておるところでございます。

2点目の本格焼却につきましては、基本的に試験焼却にかかわることなく国が示しておりますガイドラインに基づく方法にて進めることとなります。実施時期につきましては、排ガス、焼却灰、飛灰などの放射性濃度の測定検査等に要します経費を平成31年度予算に計上することとし、進めておりますので、来年度の予算編成の中で関係町村に予算措置をお願いしておりますので、2月議会に予算提出とあわせて本格焼却の具体的な計画につきましても説明してまいる予定でございます。

3点目の仙台市におけます健康被害についてとのことでございますが、仙台市に確認いたしましたところ、農林業系廃棄物の焼却処理につきましては平成27年8月に実施され、その際に焼却施設から2.5キロにお住まいの市民の方より、議会に対して試験焼却時における健康被害を含む福島第一原発放射性物質焼却の安全確認についての請願が出されましたが、経済環境委員会におけます審査の結果は、ホームページにおきましても公表されておりますが不採択とされたとのことで、不採

択の理由につきましては、確認ができませんでした。

また、郡民の生命を守る観点からとのことでございますが、従来から申し上げておりますが、放射性セシウム濃度が1キログラム当たり8,000ベクレル以下の廃棄物は、通常の一般ごみと同様の焼却で安全に処理できるとした国の考えに基づき試験焼却を進め、焼却によります安全処理について確認してまいりましたので、考え方を変更することなく、いまだ一時保管を強いられている保管者の負担を解消するためにも一刻も早く適正に処理してまいりたいと考えております。

次に、質問件名の黒川病院の薬局・会計事務の迅速化についてでございます。黒川病院の事務の迅速化につきましては、以前にも御意見をいただいております、その都度病院側と調整し改善などを求めてまいっております。

まず、薬局の人員配置につきましては、従来、薬剤師7名と薬剤補助者2名によります9名体制で業務をしてまいりましたが、11月末に薬剤師2名が増員され、現在は11名により確実かつ迅速な対応に努力していただいております。

また、会計事務につきましては、今年度進めております電子カルテシステムの更新事業の中で自動精算機の導入も予定されておりますことから、待ち時間の短縮が図られることを期待しているところであります。また、会計の順番表示装置も更新されますので、名前が呼ばれたかどうかについての確認が不要となりますので、効果的な利便性と窓口全体の迅速な事務処理が期待できるものと考えております。

以上です。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 再質問だけということで30分制限ということで、少し急いでやりますが、1番目についてですね、安全性について広く郡民に知らせる方法の手段として、組合側はホームページや広報などで測定結果を素早く伝えて随時公表をすると、あるいは議会、管理センター周辺対策会議などの定例会などでも説明したということですが、果たしてそれは私から言わせると一方的な通行だと。こちら側からの、ただ流してやるだけだという考えであって、果たしてそれで本当に理解が深まったかという、私はそうではないという考えを持っております。住民に丁寧な説明をしながら、一方意見も出してもらうと、そのような場を組合側は提供する必要があるのではないかと考えます。一体、郡民が理解したというような判断は何をもって丁寧に説明したんだというようなことを組合側が考えておられるのか、そのことについていわゆる組合側の丁寧にしたという判断の基準ですね、それを示してもらいたいと思います。

黒川以外のほかの行政事務組合では、結構その住民説明会を開催しているわけなんです。いわゆるその地域全体ですか、例えば黒川ですと吉田地区だけではなく黒川郡内とか、かなり広範囲にわたった説明会をやっているわけですが、本組合については私から言わせるとこっそりと吉田地区の方々に、それもどちらかという地域住民全体でないような説明にも感じられますが、そのことについてもう少し黒川郡内全体の説明会をやるべきだと思うんです。特に、今回の試験焼却の結果に問題がないというような判断がされているわけですから、私は何も胸を張って説明会をやるべきではないかと。必ずしも点的にやる必要もないと。私が思うのには郡民に広く呼びかけていつそれ、どこでやると、そういう広く呼びかけることこそが意見を徴収する大きな組合の働きかけになるのではないかと考えます。そのことについて、もう一度郡内の説明会の開催について求めるものであります。

それから、その試験焼却よりも今回汚染濃度のかなり高い、8,000ベクレルに近い汚染廃棄物を本焼却にてやるような計画であります。それだけに郡民の健康不安の解消については、どうしても私は組合側の郡民に説明する姿勢が必要だと思います。特に次のことについて、どのように考えられておられるのか、具体的にわかる範囲で結構ですからお聞きしたいと思います。

まず、1日当たりの本焼却についてですが、1日当たりの焼却量をどのくらいに持っていくのか。また、郡内の全汚染廃棄物の焼却を終えるのはいつころなのか。その辺の全体量と焼却を終える予定の計画、それについてひとつお聞きしたい。

それから、発生するセシウム量はどのくらいになるのか。今寝ている、たまっている廃棄物の濃度を計算すればおのずからセシウムの量が出てくるし、もう既に計算されていると思うのですが、この発生するセシウムの量はどのくらいなのか、その予想する量をお聞きしたいと思います。

それから、3つ目に現場作業員、委託しているわけですが、被曝対策等健康管理について、例えば業務委託している業者に対して具体的な健康管理するような指導などなされているのかどうか。単純にはマスクや手袋、あるいは衣服などのそういう提供などを備えているのかどうか、その辺について確認しておきたいと思います。

4番目として、灰の処分場となる最終処分場について、特にその埋め立ての管理方法について万全の対策がとられているのかどうか、不安を禁じ得ません。前に町の、大郷町のですか、所管事務調査で現場を確認することができましたが、極めて一番上部のほうに埋め立ててはおったんですが、果たしてあの程度でこの放射性廃棄物の排ガスが、あれで完全な保管になるのかどうか疑問を感じるわけなんです。その点について改めて答弁を求めます。

それから、埋立地の防水シートの破損事故、こういうものはないのかどうか。その辺をどう確認されているのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから、大綱1の③ですが、仙台市で2015年の5月に行われた放射性汚染廃棄物試験焼却の際に、健康被害を受けた市民がおりましたと。葛岡焼却場から約2.5キロのところに住んでいたSさんの御一家でございます。このSさんは本人と息子さんら、そして一泊で遊びに来ていた二人のお孫さんが被害を受けております。このSさんは、気管支ぜんそくなどで体調不良が続き、尿検査でセシウムが検出されました。さらに、仙台市内のほかの焼却場から2キロ圏内に住んでおられたIさんも同様の健康被害を受け、お子さんとともにセシウムが検出されています。Iさんは既に宮城県を離れ、現在は県外に住んでいます。Sさんが御自分の健康被害の体験を公表して放射性汚染物質の焼却中止を訴えていることを知りまして、このIさんという方から1通の手紙が私たちの団体に届きました。これを読み上げ、理事長の見解を求めるものであります。

Iさんの手記。2015年夏、当時自宅は焼却場から2キロメートル圏内にありました。健康被害としては手足のしびれるような感覚、心臓付近の弱い痛み、喉の違和感などがあったように思います。震災直後に購入した線量計で計測した自宅の空間線量は大幅に高くなることはありませんでしたが、それがまた不気味で、色もない、においもしない、味もない放射能の怖さだなどと思いました。私だけでなく、同居していた姉も似たような症状があると打ち明けられたときには驚きました。気のせいではなかったのかと疑問を持ちました。子供たちは何を感じたのか、幼くて子供で言葉で表現できませんが、当時3歳と幼い二人の息子も何か感じていたのかもしれない。子供たちにはせき、熱、鼻血などの症状はありませんでした。周辺住民に対して、仙台市側から何の説明もないまま焼却が始まりました。不安な生活を送る中で、焼却場付近に住む女性の体内から放射性物質が出たという話を聞きました。正直なところ怖いと思いました。そんな検査があることもそのときまで知りませんでした。その女性と連絡をとることができ、私たち親子も尿検査をしてもらうことになりました。そして結果は、2015年の9月に3歳の男の子で0.097ベクレル、40歳の母で0.047ベクレルのセシウム137が検出されました。子供の体内から放射性物質が出たと連絡を受けたとき、頭を金づちで殴られたような衝撃を受けました。授乳中だった次男はすぐに断乳しました。この検査がきっかけとなり、私は2011年の原発事故の放射能と真正面から向き合うことになりました。かつて私も空間線量を見て、とりあえず安心していましたが、空間線量は汚染を知る目安にはなりませんが、当てにはなりません。土壌などをはかってみると一目瞭然です。今回の焼却の問題点は、汚染されていない場所を人の手によって汚染させてしまうことになると思います。燃やしても放射能はなく

なりません。むしろ広げてしまうのです。焼却灰にも濃縮された放射能が残ります。チェルノブイリでは焼却は禁止されていると言います。なぜなら、焼却することは汚染を広げることになるとわかったからです。チェルノブイリでは禁止されていても日本では大丈夫というのは、チェルノブイリの事故から何も学んでいないということ。ぜひ、立ちどまって考えてほしいと思います。

このように訴えております。そして、最後に、子や孫の代にその影響が強く出る隔世遺伝があると聞いていると。まさに今は安心というか目に見えない形で進んでおりますが、いつこれが問題として生じるかわからないというのが今の状況だと思います。それが必ずしも国が安全だからと今の国のやり方の中で、それがイコール素直に受けとめていいのかどうか極めて疑問を感じるものでございますが、このことに対して理事長の見解を求めるものであります。

続きまして、「千葉議員、ここで暫時休憩しますので」の声あり) もう少し……

○議長（平渡高志君） ちょっと富谷の市長が席外させてということなので、「ああ」の声あり) 済みません。10分間の休憩としますので、よろしくお願いします。

○8番（千葉勇治君） では、までに答え考えてください。

午前11時03分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（平渡高志君） 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

○議長（平渡高志君） 千葉勇治君、2件目お願いします。

○8番（千葉勇治君） 再質問で病院関係ですが、今、理事長から11月末から人員をふやすなり、あるいは電子カルテになりでいろいろ精算が早まるということで、いい方向の答えが出たわけなんです。なぜこの11月末まで待たなければいけなかったのかということ。しばらく前からこの問題について言っていたんですが、今まで一体どのような調査が行われていたのか。その調査をすることによっておのずからこれでは困るよというような郡民の声が理解され、その結果理事長としてもこうするというようなことがもう少し早めに対応してよかったのではないかと思うんです。その辺の状況がなかなか見えないで、今月11月末からやっているということでは評価するわけですが。

それからですね、1つはいろいろ精算が早まるか順番も表示される機械が入るということですが、これはいつころからそれがなる予定なのか。その時期についてははっきりしているんですか。これも新たな予算の関係で出てくるんですか。その辺についてお聞きしておきたいと思います。

病院関係については、いつも改善する、検討するということでずっと来たわけですが、多分これで、今回の改善策で会計がスムーズになるかと思うんですが、その辺についてはどのような期待を感じているわけですか。その辺をあわせて答弁をもらいたいと思います。

○議長（平渡高志君） 答弁を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） まず1件目の件でございますが、広く知らせるといったことにつきまして、これまで広報等でお知らせをしてきた経緯がございます。6クール終わりました、結果につきましては広報等でお知らせしておりますが、この本格焼却が始まる、そういった段階ではこういった結果について記録、郡民の方といいますか富谷さんを含めてそういった方々にも案内をしながら報告会を考えておるところでございます。

また、本格焼却になった場合の焼却量とかそういったことでございますけれども、それにつきましては試験焼却等々1日1トンですね、という方法で考えております。濃度につきましてもこれまでレベル、段階的にやってきておりますので、そういった同じレベルでいくものと想定しております。

また、処理をする人たちの安全確認といいますか、そういったことにつきましてはマスク等々を通常やっている中でやってもらっているところでございます。

あと、埋め立て管理につきまして上部でということで議員もごらんになっていただいたということでございますが、あの方法につきましては指針にのっとった形で進めてございますので、そういった形でございます。

それから、防水シートに水漏れがした場合とかそういった場合という御心配でございましたが、そういった場合には検知器が入っておりまして、漏れた場合には検知ができるようなシステムに処分場となっております。

それから、Sさんの症状ということでお話がございました。そのことにつきましては、私は専門的な知識、医療的なことについてそういったことについてはよく存じませんのでありまして、そのことについては私のほうからそのことについて言えるものではないというふうに考えておりますので、よろしく願います。

それから、病院でございますけれども、何で11人になった、遅いのではないかとということでございますが、本来はあの規模ですと、これがいいのかどうか基準ですが、4人という規模で、基準なんですけどね。それでそれ以上ふやして、2段回くらいにふやしております。今回11人となったのは9月からでございますが、いろいろ検証している中でもっとふやすということで段階的にふやして

いるということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、いつころ新しい装置がということで、1月中旬で予定をされております。

あと、病院に対するそういったものに期待ということでございますけれども、いろいろ御意見は頂戴しておるようでございますが、病院側も、我々もですがそういった病院側とそういったことについて少しでも解消できるような努力は常にしておるわけでございますので、その辺につきましては議員も御理解をいただいておりますけれども、なお今後ともそういったことは病院側とも一緒に協議しながら努めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

○議長（平渡高志君） 以上で、8番千葉……。

○8番（千葉勇治君） 議長、まだ答え求めているんじゃないだからいっちゃ、まだ時間があるから。答え求めているんじゃないですよ、お願いだけです。要請だけでも。時間内。

○議長（平渡高志君） いや、時間内ですが、やはり2回ですから。

○8番（千葉勇治君） 1回だけの人もですからね、通告して。（「そうです、はい」の声あり）やっぱりね、これはちょっと問題ですよ。時間を考えるなら30分以内でもっしょ、もう1回くらい、3回くらいの質問くらいまでは許すべきだと思いますよ。

○議長（平渡高志君） いや、それは協議会の規定で決まっているものですから、どうぞよろしく願います。（「議長進行」の声あり）

以上で、8番千葉勇治君の一般質問を終了します。

日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度黒川地域行政事務組一般会計補正予算（専決第5号））

○議長（平渡高志君） 日程第7、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成30年度黒川地域行政事務組一般会計補正予算（専決第5号））を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長堀籠満智男君。

○財政課長（堀籠満智男君） 議案書1ページをお開き願います。

承認第5号専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

平成30年度黒川地域行政事務組一般会計補正予算について、地方自治法の規定に基づき専決処分をさせていただきましたので、議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

2ページをお開き願います。

平成30年度黒川地域行政事務組一般会計補正予算（専決第5号）について、御説明申し上げま

す。

歳入歳出の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億6,514万4,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、3ページにございます第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

専決第5号につきましては、9月に発生しました北海道胆振東部地震に対する緊急消防援助隊の派遣に係る予算を補正させていただいた内容でございます。

補正予算の詳細について、事項別明細書により御説明申し上げますので、平成30年度一般会計補正予算に関する説明書の1ページ、2ページをお開き願います。

これは、歳入と歳出を総括したものでございます。

3ページをお開き願います。

歳入でございますが、3款国庫支出金2項国庫負担金1目消防費国庫負担金に緊急消防援助隊活動交付金として交付される額92万円を追加するものでございます。

歳出につきましては、消防次長より御説明申し上げます。

○議長（平渡高志君） 消防次長佐藤喜好君。

○消防本部次長（佐藤喜好君） それでは、引き続き明細書3ページをごらん願います。あわせてまして議案説明資料1ページをお開き願います。

歳出でございます。1項1目常備消防費の補正額75万円、2目消防施設費補正額17万円をそれぞれ追加したものでございます。この追加補正につきましては、平成30年9月6日午前3時7分に発生しました北海道胆振東部地震に緊急消防援助隊の出動要請があり、これらの派遣に要します経費としまして職員の旅費や車両の燃料費などを二次派遣まで計画し出動要請日である平成30年9月6日に専決処分したものです。

活動の期間としましては、結果6日間の活動であり、一時派遣で任務を終え、9月11日に帰隊しましたことをあわせて御報告いたします。

以上でございます。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第7、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成30年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（専決第5号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（専決第6号））

○議長（平渡高志君） 日程第8、承認第6号専決処分の承認を求めることについて（平成30年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（専決第6号））を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長堀籠満智男君。

○財政課長（堀籠満智男君） 議案書4ページをお開き願います。

承認第6号専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

平成30年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算について、地方自治法の規定に基づき専決処分をさせていただきましたので、議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

5ページをごらんいただきます。

平成30年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（専決第6号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億6,592万2,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、6ページにございます第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

専決第6号につきましては、最終処分場埋立地内の貯留水を衛生センターへ運搬する予算を補正させていただいた内容でございます。

補正予算の詳細について、事項別明細書により御説明申し上げますので、平成30年度一般会計補正予算に関する説明書の4ページ、5ページをお開き願います。

これは、歳入と歳出を総括したものでございます。

6ページをお開き願います。

歳入でございますが、8款繰越金1項繰越金1目繰越金に最終処分場に係る繰越金77万8,000円を追加するものでございます。

歳出につきましては、業務課長より御説明申し上げます。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） それでは、歳出でございます。4款2項4目最終処分場費でございますが、埋立地内貯留水運搬業務委託について、委託料77万8,000円を増額したものでございます。

専決処分に至りました経緯をお手元の議案説明資料で御説明いたします。

議案説明資料をお開きください。2ページをお開き願います。

最終処分場仮保管ごみの処理に伴う埋立地内貯留水運搬業務についてでございます。こちらにつきましては、最終処分場に貯留した水を環境衛生センターまで運搬するもので、委託料として158万8,000円の予算としております。最終処分場維持業務委託について、契約の中で81万円の請け差が生じたので、差し引き77万8,000円を増額補正をしたものでございます。

まず、業務の必要に至った経緯でございます。8月上旬からの長雨によりまして、震災発生直後にごみを最初に仮保管を開始した最下流部、そちらのほうに処理後くぼ地ができております。そのくぼ地に雨水が貯留したもので、下流部からの埋め立てる最終処分場の基本的な維持管理に戻すために早急に貯留水を処理する必要が生じたものでございます。

業務を行うまでの経過でございます。7月19日から仮保管ごみの分別作業を開始しております。8月上旬から長雨によりまして下流部のくぼ地に雨水が貯留してまいりました。8月30日、処分場の下流部の一部から越水しております。その当日、緊急対策として越水の下流部に土のうを積んでおります。さらに、下流部の浸出水処理施設、こちら通常能力は40トンでございますけれども、機械の限度ぎりぎりまで、50トンまで上げたというものでございます。9月になりまして、2度の台風通過によりまして、さらなる緊急対策が必要となりました。緊急対策として分別した可燃ごみなどを中流部のほうに移動させまして、雨水だまりを拡張し、水位を下げております。さらには、下の写真のとおりフレコンバックによる下流部に築堤をしております。さらに、処理水量を増加させるために、生活排水も処理できる衛生センターのほうにバキュームカーで貯留水を環境衛生センターに運搬を開始したものでございます。こちらにつきまして、1日5台運搬しております。そのために必要とする経費について既決予算額に不足する77万8,000円を平成30年10月5日に専決処分をいたしましたので、御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。14番佐々木春樹君。

○14番（佐々木春樹君） まず、この補正ですけれども、仮保管ごみがなければ発生しなかったのか。

それから、現状ですね、また長雨、雪が少なくて雨量がふえたという場合、同じようなことが起こり得る状況にあるのか、その辺お願いします。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） まず、仮保管のごみがなかった場合、最終処分場の通常の埋め立てにつきましては、下流部のほうから徐々に埋め立てるということになっております。下流部のほうに埋め立てることによりまして、だんだん最後の最終覆土の高さがだんだん高くなっていくということになりますので、保水能力が高まるということになります。さらに最終覆土が作成した暁には、最終覆土の表流水、表を流れる水については外部に流すという最終処分場の維持管理になっておりますので、全ての雨水がたまるという形ではなくなりますので、下流保管ごみがない場合は貯留水がたまらないということになります。

以上です。（「今はいいんですか」の声あり）はい。きょう現在は、全く水がなくなっております。以上です。

○議長（平渡高志君） 佐々木春樹君。

○14番（佐々木春樹君） 「今いいんですか」というのは、先ほどの質問のところ、今後、こういった長雨、台風が来たというふうな状況になった場合に、同じような現象が起こり得る状況にあるのか、そうでないのかの確認です。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 大変失礼いたしました。今後、仮保管ごみもなくなり、貯留水もなくなったということで、当初の埋立基準に基づいた埋立方法を開始しておりますので、下流部のほうから埋め立てておりますので、大丈夫だということになります。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 今の説明を聞いておりますと、仮保管をしたことによってくぼみが出たと。そのくぼみが出たために水がたまったということだったんですが、今回、いわゆるその下流ごみが仮処分していたものがなくなったし、あるいは、もちろん水もくんでなくなったということですが、くぼみそのものについては残っているのではないかと思うのが1点と、今も質問が出ましたが、もしそういうことで仮に置くようなことが生じる事件もまたあるかもしれません。いわゆる再発防止のために今後、どのような策といたしますか、今後そういうことは二度と起こさないようなものに何

か可能なのか、今後ともそういうことについてはやはり緊急を要するもので仕方ないということで、またこの繰り返しが出てくるのか、その辺について、見通しについてなんですけどどうなんですか。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 現在そのくぼ地も含めて埋め立てを開始するということになりますので、「開始すると」の声あり）開始しております。灰と混合して、通常の灰ですね、含めて埋め立てを開始しておりますので、徐々に築堤されるということになります。先ほどの御説明と重なりますけれども、下流部のほうをどんどん築堤していきますと、だんだん高くなるということになりますので、保水能力は高くなるということになります。

また、再度でございますけれども、最終処分場の最終覆土が終わりましたら、最終覆土の表面に流れている雨水については、処分場外に流すという技術基準になっておりますので、その分表面積が狭くなるということになりますので、雨水そのものも少なくなるということになります。以上でございます。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。はい、ほかにございせんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第8、承認第6号専決処分の承認を求めることについて（平成30年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（専決第6号））を採決します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第16号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

○議長（平渡高志君） 日程第9、議案第16号職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長阿部愛子さん。

○総務課長（阿部愛子君） それでは、議案第16号について御説明いたします。

議案書の7ページとあわせて、別冊の条例議案新旧対照表の1ページをごらん願います。

議案第16号職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例でございます。このことにつきましても、学校教育法の改正によるもので、項のずれを改正するものでございます。施行日に

つきましては、平成31年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

日程第9、議案第16号職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第10 議案第17号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

○議長（平渡高志君） 日程第10、議案第17号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長阿部愛子さん。

○総務課長（阿部愛子君） 議案第17号について御説明いたします。

議案書の8ページとあわせまして、別冊の条例議案新旧対照表の2ページをごらん願います。

議案第17号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。このことにつきましては、特別職で非常勤のものの報酬の支給方法について改正を行うものであります。

別冊の条例議案新旧対照表で御説明させていただきます。条例議案新旧対照表の2ページになります。

第4条につきましては、報酬が年額で定められている場合は、就、退職した月まで月額支給するとなっております。ただし、いかなる場合においても重複して支給しないとなっておりますが、それを日割り計算にて支給できるように改正するものでございます。

2ページから3ページにかけての別表第1につきましては、小・中学校結核対策委員会の設置及び運営に関します共同処理の廃止に伴い、3ページの下段になりますが小・中学校結核対策委員会の部分を削除するものでございます。

議案書の8ページにお戻りいただきまして、附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第10、議案第17号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第11、議案第18号理事長、理事及び助役の給与等の特例に関する条例に入ります前に、理事会からの提出議案に関する全員協議会の開催についての要請がありますので、議員の皆さんにお諮りをいたします。本会議を一時休会し、議会全員協議会を開催したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平渡高志君） 御異議なしと認めます。

それでは、本会議を一時休会し、議会全員協議会を開催いたします。

午前11時40分 休会

午前11時44分 再開

○議長（平渡高志君） 本会議を再開いたします。

日程第11 議案第18号 理事長、理事及び助役の給与等の特例に関する条例

○議長（平渡高志君） 日程第11、議案第18号理事長、理事及び助役の給与等の特例に関する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長阿部愛子さん。

○総務課長（阿部愛子君） それでは、議案第18号について御説明いたします。

議案書9ページをごらん願います。

議案第18号理事長、理事及び助役の給与等の特例に関する条例についてでございます。このことにつきましては、先ほどの全員協議会にて御説明申し上げましたが、理事長、理事の報酬及び助役の給与につきまして、理事長、理事につきましては報酬年額の10%の減額、助役の給与につきましては2カ月間10%を減額するといった内容での提案でございます。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第11、議案第18号理事長、理事及び助役の給与等の特例に関する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第19号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（平渡高志君） 日程第12、議案第19号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長阿部愛子さん。

○総務課長（阿部愛子君） それでは議案第19号について御説明いたします。

議案書の10ページ、それから別冊の条例議案新旧対照表の4ページ、5ページをあわせてごらん願います。

議案第19号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。このことにつきましては、国の人事院勧告に準じ、組合ですと助役でございます。期末手当について、0.05月をプラスするものでございます。

第1条と第2条がございますが、第1条が平成30年12月期から適用となり、第2条につきましては平成31年度以降について、トータル年0.05月プラスで、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分する改正でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第12、議案第19号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第20号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（平渡高志君） 日程第13、議案第20号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長阿部愛子さん。

○総務課長（阿部愛子君） 議案第20号について御説明いたします。

議案書の11ページ、それから別冊の条例議案新旧対照表の6ページから19ページをあわせてごらん願います。

議案第20号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。このことにつきましては、国の人事院勧告に準じ、第1条につきましては一般職の勤勉手当について0.05月をプラスするものでございます。議案書の11ページから17ページの行政職給料表及び医療職給料表につきましても国に準拠した改正でございます。

17ページをお願いいたします。

第2条は、給与条例の第17条で規定しております勤務時間1時間当たりの給与額の算出において労働基準法に基づいて一部を改正するものと、第1条で改正しております勤勉手当につきまして平成31年度以降について、トータル年0.05月プラスと6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分する改正の内容となっております。この給与改定につきましては、関係市町村での改定と同様の内容で改正するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

しと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第13、議案第20号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第21号 病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（平渡高志君） 日程第14、議案第21号病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） それでは、議案書19ページをお開きください。あわせて別冊にあります条例議案新旧対照表20ページもごらんいただきたいと思います。

議案第21号病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この改正条例につきましては、病院の設置等に関する条例第3条第3項で規定しております病院の診療科目に、第16号の次に第17号として皮膚科の診療科目の追加をお願いするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

別冊の議案説明資料のほうの第21号関係、3ページをお開きください。

9月21日付で公立黒川病院管理者より皮膚科の標榜について依頼があったものでございますが、条例改正となりますので、直近の議会であります本日の定例議会に改正案を提出し、議決を賜るものでございます。

初めに、開設の事由でございます。地域の医療体制を図り、住民の安心した診療を確保するものでございます。

設置の背景でございますが、現在黒川地域で皮膚科を標榜する医療機関は2施設ありますが、この2施設はいずれも富谷市の南部地域に集中しております。ほかの地域では皮膚科の専門医が不在となっているものでございます。高齢化と核家族化が進む中、黒川地域において独居の高齢者が増加し、褥瘡等皮膚疾患が発生しやすい状況となっておりますので、専門的な皮膚科治療を受けられる医療機関の必要性が高まっているものでございます。

次に、医師であります。東北大学皮膚科より毎週金曜日午後診療ということになっております。

説明は以上でございます。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。14番佐々木春樹君。

○14番（佐々木春樹君） 皮膚科が診療できるようになったということは非常によろしいことだというふうに認識しますが、この改正理由もほかの診療に対しても不在している医師は多いのかなというふうに感じておりますので、その辺、今後考えられるこういった改正、検討に当たっているものなのか。

また、診療が金曜日の午後だけということなので、施設的に診療する部屋の不足は生じないんだろうと思うんですけども、医師の確保が伴った場合の今の黒川病院の診療する部屋、施設そのものに不足が生じるというようなおそれはあるものなのか、その辺をお伺いします。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 足りない科目についての医師の確保等々につきましては、地域医療振興協会のほうからの考え等も踏まえまして、こちらと協議したいと思います。

それから、診療室でございます。診療室につきましては、当初平成9年開業の黒川病院の診療室等々と、あとその後増設したもので、現在空き診療室等々はございません。そのため、各科で譲り合いながら診療室を確保している状況ではございます。以上です。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。はい。ほかに。8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 今回議決された暁には、いつころからこれが稼働となるのか。その辺について。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） お医者さんそのものにつきましては、既に来ております。皮膚科の標榜をしていないというだけでありまして、例えば外科の中で皮膚科的な病気等々を見ていただいている状況ではございます。以上です。

○議長（平渡高志君） 13番早坂豊弘君。

○13番（早坂豊弘君） 私もですね、新たに黒川病院で科が増設されるということは好ましいことだし、住民にとってもプラスになるのではないかと考えております。

ただ、先ほども出ましたけれども、診療日が毎週金曜日の午後だけの診療ということで、皮膚科としての今後の対応、例えば重篤な皮膚病等に対しても対応できるのかどうか、その辺についてお尋ねします。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 医師不足という世の中の流れの中で東北大学の皮膚科と公立黒川病院のほうで協議しながら、やっとなんとか1名、しかも毎週1回というところで話がまとまっているところでございまして、重篤な皮膚科等々につきましては東北大学等々の二次医療、三次医療の医療機関と提携を結びながらという形にはなるとは思いますけれども、しばらくは週1回ということにしなければならないのかなということでございます。以上です。

○議長（平渡高志君） 13番早坂豊弘君。

○13番（早坂豊弘君） しばらくはということだと、将来的には開設が金曜日の午後だけではなくて、やれる方向性も考えられるのかなというふうに理解していいのかどうか。

そしてまた、看護師等の体制はどうなるのか。新たに増設されることによって、その辺看護師等は今までどおりの人数の中で割り振りされるのか、あるいは必要であればその辺も増員を考えるのか、その2点についてお尋ねします。

○議長（平渡高志君） 業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） 医師の確保については重要な話ではございますけれども、近い将来ということではなく、恒常的な皮膚科の先生につきましては今のところ申しわけございませんけれども、全く予定はございません。しばらくというのは、本当にしばらくということで御理解していただきたいと思います。

あと、看護師等の増員等々については、現状の看護師の中でのローテーションでなるということになります。以上です。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第14、議案第21号病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平渡高志君） 日程第15、議案第22号平成30年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。業務課長佐藤初雄君。

○業務課長（佐藤初雄君） それでは、議案書20ページをお開き願います。

議案第22号平成30年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

今回の補正につきましては、第2条では当初予算第9条に定めました重要な資産の取得につきまして、医療機器1点の追加をお願いするものでございます。

追加に至った経緯でございますが、9月28日、検査室にあります血液を血球成分と血清成分に分ける卓上遠心機が故障したもので、こちらの機械につきましては平成9年導入しているものであり、修理不能という判断がなされたものでございます。協定書に基づきまして、更新については行政事務組合で更新するものとなりまして、当初予定にはなかったものでございますが、緊急に更新するものでございます。なお、現在は代替機を借りて検査業務を行っているものでございます。各医療機器を契約した中で電子カルテシステムで請け差が生じておりますので、金額の補正につきましては変更ございません。

以上が病院事業会計補正予算の内容であります。よろしく願いいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第15、議案第22号平成30年度黒川地域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これをもって、平成30年第5回黒川地域行政事務組合議会定例会は、提出された議案を原案のとおり可決をされました。

会議を閉じます。

平成30年第5回黒川地域行政事務組合議会定例会を閉会をいたします。

午後 0時00分 閉会

以上、上記会議の顛末を記載し、その正当なることを証するため署名する。

平成30年12月21日

黒川地域行政事務組合議会

議 長 平 渡 高 志

署名議員 高 橋 正 俊

署名議員 山 路 清 一